平成２４年（フ）第１１４３号
京都市北区等持院西町32番地６　衣笠ハイツ106号
債務者　黒岩　　巌
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４０号
京都市西京区嵐山茶尻町34番地の17
債務者　古市　隆志
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９７号
京都市南区上鳥羽南鉾立町19番地１
債務者　横山　　純
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１１号
京都市西京区桂上豆田町39番地39
債務者　落合　利也
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９０号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町17番地　サミットハウスⅡ105
債務者　伊藤　誠二
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
和歌山県新宮市蜂伏９番５号
債務者　須﨑　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目90番地　サザンコート202号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町湯1023番地　ボネール春来203号
債務者　山本ちえ子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目508番地
債務者　竹内　由明
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
鳥取県米子市夜見町3076番地58
債務者　池田　一弘
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９３９号
広島市安佐南区八木４丁目39番４―105号
債務者　竹島　健司
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５０号
横浜市磯子区上中里町1023番地　ジュネパレス横浜第２―103号、申立時の住所広島県東広島市西条町御薗宇6453―２　サンライズ御薗宇Ｂ―107
債務者　中垣　優也
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６２号
広島市西区草津本町17番６号
債務者　杉本　尚之
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１０号
広島市中区鶴見町９番７―302号
債務者　原田　佳美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１４号
広島市安佐南区西原８―38―40、住民票上の住所広島市佐伯区千同２丁目２番32―501号
債務者　香西　一也
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２６号
広島県安芸郡熊野町中溝５丁目２番９号
債務者　三村　和夫
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
徳島市名東町１丁目69番地の２
債務者　花本　浩貴
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
徳島県徳島市南末広町２番38　南末広ハイツ201号
債務者　米田　典世
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
徳島地方裁判所民事部